江戸川区公共工事の前払金取扱要綱

（通則）

第１条　江戸川区契約事務規則（昭和39年３月江戸川区規則第３号。以下「規則」という。）による公共工事の前払金に関する事務の取扱いについて必要な事項を定める。

（前払金の対象）

第２条　規則第50条第１項に規定する前払金の対象は、土木、建築及び設備等の工事並びにこれらの工事に係る設計、調査、測量及び監理委託（以下「工事等」という。）とする。

（前払金の率）

第３条　規則第50条第１項に規定する前払金の率は、次に定めるところによるものとする。

（１）　土木、建築及び設備等の工事　４割

（２）　前号の工事に係る設計、調査、測量及び監理委託　３割

一部改正〔令和７年要綱244号〕

（前払金の最高限度額）

第４条　前払金の最高限度額は、契約金額に前条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とし、十万円未満の端数は切り捨てる。

（前払金の制限）

第５条　第２条の規定により前払金の対象とされる工事等であっても次に掲げるものについては、前払金を支払わない。ただし、工事等を主管する部長が特に必要と認める場合は、前払金の全部又は一部を支払うことができる。

（１）　契約金額が200万円以下の工事等

（２）　工事材料を支給する土木、建築及び設備等の工事で、契約金額に支給材の額を加えた額の４割以上の材料を支給するもの

２　前項に定める場合のほか、工事等を主管する部長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

一部改正〔令和７年要綱244号・307号〕

（前払金の端数処理）

第６条　前払金に十万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（前払金の対象及び率等の明示）

第７条　前払金の対象とされる工事等、前払金の率等については、入札条件又は見積り条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

一部改正〔令和７年要綱244号〕

（前払金の請求）

第８条　前払金の請求は、契約締結後契約の相手方が保証事業会社と締結した保証契約の証書及び江戸川区（以下「区」という。）が承認した保証人による工事完成保証書を区に提出させた上で、行わせるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、工事等の着手時期を別に指定する場合その他工事等を主管する部長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。

３　前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

一部改正〔令和７年要綱244号〕

（契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還）

第９条　規則第50条第３項の規定により前払金を追加払し、又は返還させる場合における前払金の額は、次に定めるところによるものとする。ただし、前払金を追加払する場合において、前払金の合計額は、第４条に規定する最高限度額を超えることができないものとする。

（１）　契約金額を増額した場合　増額後の契約金額について第３条の規定に基づき算定した額から支払済みの前払金の額を差し引いた額

（２）　契約金額を減額した場合　支払済みの前払金の額から減額後の契約金額について第３条の規定に基づき算定した額を差し引いた額

２　規則第50条第３項の規定により前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、次条の規定により保証契約変更後の保証証書を区に提出させた上で契約の相手方の請求により行うものとする。

３　規則第50条第３項の規定により前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から工事等を主管する部長が指定する日までに当該前払金を返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき、財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）（以下「法定利率」という。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として徴収するものとする。

４　規則第50条第３項に規定する場合において、残工期が30日未満のときその他工事等を主管する部長が必要ないと認めるときは、前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

一部改正〔令和７年要綱244号〕

（保証契約の変更）

第10条　規則第50条第３項の規定により前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

２　既定の工期が延長された場合には、区が保証契約を変更させる必要がないと認めた場合を除き前項と同様とする。

３　規則第50条第３項の規定により前払金を返還させる場合及び既定の工期が短縮された場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

一部改正〔令和７年要綱244号〕

（前払金を支払った場合の部分払の限度額）

第11条　前払金を支払った工事等について部分払をするときは、規則第51条第３項の規定に基づき次により計算して得た額を支払うものとする。

$$\text{部分払金額} \leqq \text{既済部分の代価} \times \frac{9}{10} - \text{前払金額} \times \frac{\text{既済部分の代価}}{\text{契約金額}}$$

一部改正〔令和７年要綱244号〕

（前払金の使途制限）

第12条　前払金は、当該前払金に係る工事等に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

（前払金の返還）

第13条　規則第50条第４項第１号の規定により前払金を返還させる場合は、既に支払われた前払金を直ちに返還させなければならない。

２　規則第50条第４項第２号及び第３号の規定により前払金を返還させる場合において、当該工事等の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額から、その既済部分の代価に相当する額を差引いた額を、区の指定する日までに返還させるものとする。

３　第１項の規定により前払金を返還させる場合には、前払金の支払日から返還の日までの日数に応じ、又は第２項の規定により前払金を返還させる場合には、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、それぞれ未返還額に法定利率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として徴収

するものとする。

一部改正〔令和７年要綱244号〕

（２年度以上にわたる工事等の前払金）

第14条　２年度以上にわたる工事等であっても、前払金は、契約金額について第３条に基づき算定した額を支払うものとする。この場合において、既に支払った前払金の額が年度末における当該工事等の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は支払済額として整理するものとする。

２　前項後段の定めは、事故繰越等により次年度に繰越される工事等に係る前払金について適用する。

一部改正〔令和７年要綱244号〕

（債務負担行為を伴う工事等の特例）

第15条　債務負担行為を伴う工事等であるため第５条第２項の規定により前払金の全部又は一部を支払うことができなかった場合において、工事等を主管する部長が必要と認めるときは、翌年度開始後に前払金を支払うことができるものとする。

一部改正〔令和７年要綱244号〕

付　則

この要綱は、昭和49年７月20日から適用する。

付　則（平成22年４月１日）

この要綱の改正は、平成22年４月１日以降に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付　則（令和７年７月１日要綱第244号）

この要綱は、令和７年７月１日から施行する。

付　則（令和７年11月14日要綱第307号）

この要綱は、令和７年11月14日から施行し、同年７月１日から適用する。